



想いを、
次代に。

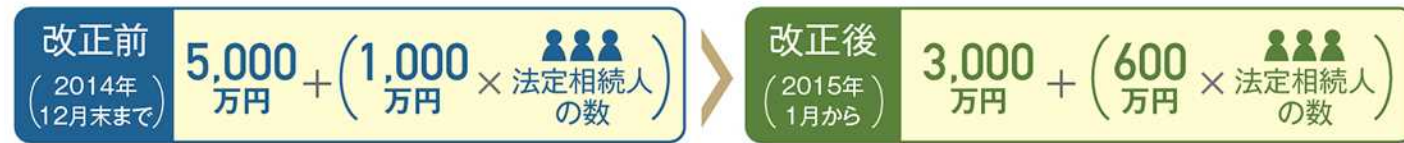
〈ひろぎん証券〉
生前贈与
サービス

商号等 : ひろぎん証券株式会社 金融商品取引業者
中国財務局長(金商)第20号
加入協会 : 日本証券業協会



2015年1月より相続税制が変わり、 相続税の負担が増加しています。

基礎控除額（非課税枠）の引き下げ



贈与税が見直され、税率が優遇されるケースも

贈与税の計算方法 $\text{贈与税} = (\text{贈与財産} - \text{基礎控除額110万円}) \times \text{税率} - \text{控除額}$

「暦年課税」とは、その年の1月1日から12月31日までの1年間に贈与により取得した財産の合計額から基礎控除額110万円を差し引いた残りの額に税率および控除額を適用し、贈与税額を計算します。

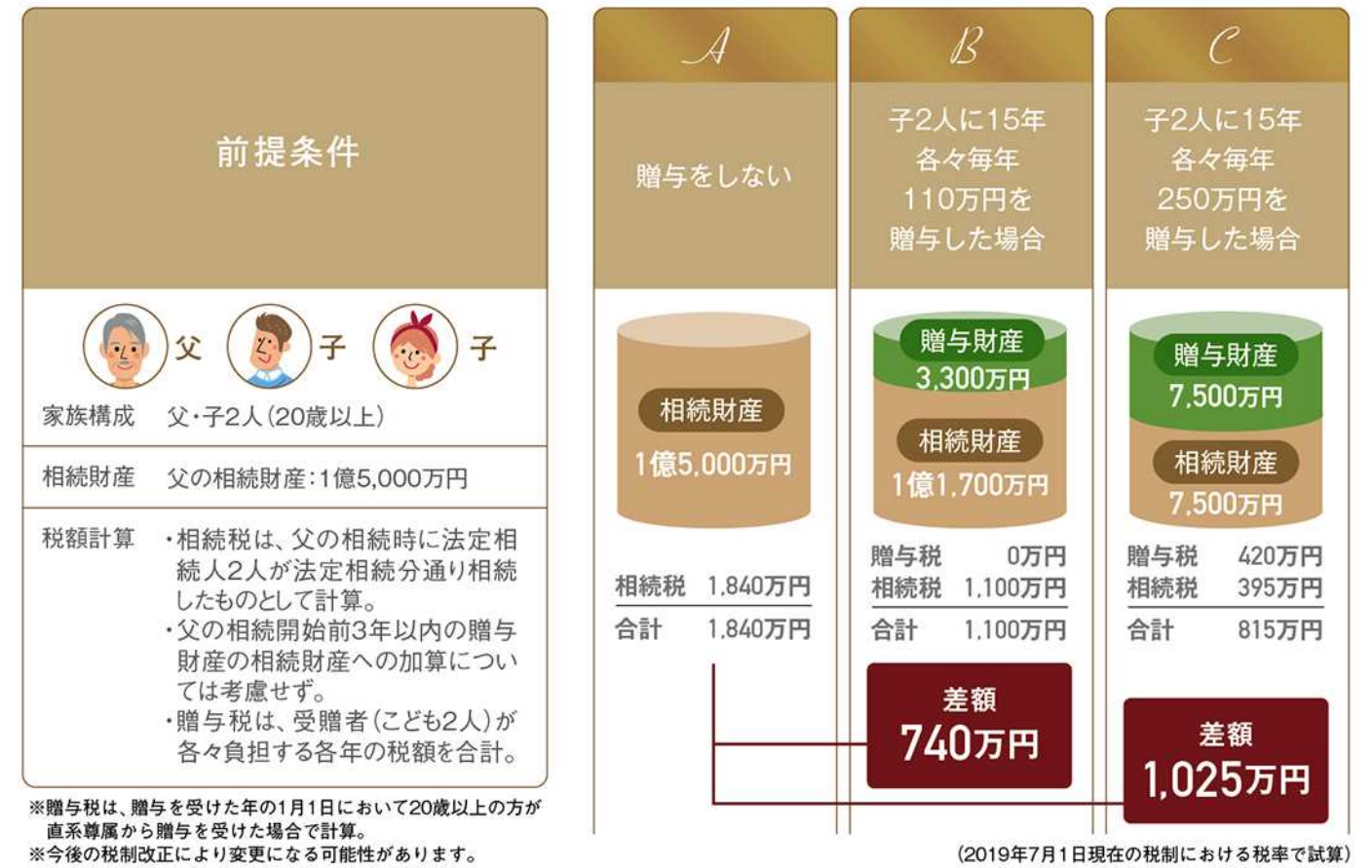
速算表

改正前 (2014年12月31日まで)				改正後 (2015年1月1日から)			
基礎控除(110万円)を 差し引いた額(課税価格)	税率	控除額		右以外の場合	20歳以上の子・ 孫が受贈した場合		
200万円以下	10%	—		10%	—	10%	—
300万円以下	15%	10万円		15%	10万円	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円		20%	25万円	20%	30万円
600万円以下	30%	65万円		30%	65万円	30%	90万円
1,000万円以下	40%	125万円		40%	125万円	40%	190万円
1,500万円以下	50%	225万円		45%	175万円	45%	265万円
3,000万円以下				50%	250万円	50%	415万円
4,500万円以下				55%	400万円	55%	640万円
4,500万円超							

5%
10%
減税

※相続時精算課税制度を選択していた場合等を除きます。

生前贈与したら税負担がどうなるか



家族への資産承継に 「生前贈与」を考えてみませんか。

生前贈与のメリット

- 1 家族のきずなを深める**
贈った相手の喜ぶ顔を見て、幸せな気分になります。
- 2 次世代へ財産を移転**
若い世代へ早く贈与することで生きたお金にすることができます。
- 3 相続税の負担軽減**
生前に贈与すれば、相続財産を減らしつつ、資産を承継できます。

◆ 生前贈与のポイント ◆

- 早い時期から長い期間にわたって贈与する**
基礎控除を毎年活用でき、税負担の軽減効果も期待できます。
- 多くの人へ贈与する**
贈与税は贈与を受ける方ごとに計算されます。多くの人へ贈与をすることで基礎控除を有効に活用することができます。
- 一代飛ばしの贈与をする**
相続や遺贈により財産を取得した人が、その被相続人から相続開始前3年以内に贈与を受けた財産があるときには、その贈与財産を相続財産に加算し、相続税を計算しますが、財産を取得しない孫に贈与した場合には、この加算の対象とはなりません。

◆ 生前贈与の注意点 ◆

- 毎年一定額の贈与を約束すると、定期贈与とみなされることがあります。**
たとえば、1,000万円を10年間に分けて毎年100万円ずつ贈与することを約束した場合、最初から1,000万円を贈与するつもりだったとみなされ、贈与税がかかることがあります。そのため、贈与を行うたびに贈与契約および手続きをする必要があります。
- 贈与とはお互いが合意して無償で財産を渡すことです。**
名義を書き換えただけ、契約書を作成しただけでは贈与と認められない場合があります。贈与者と受贈者の双方が合意して、贈与の記録をのこし、財産を引き渡すことがポイントです。

「〈ひろぎん証券〉生前贈与サービス」は、 有価証券の振替手続き(当社の異名義口座間)を 無料でご利用いただくことができるサービスです。

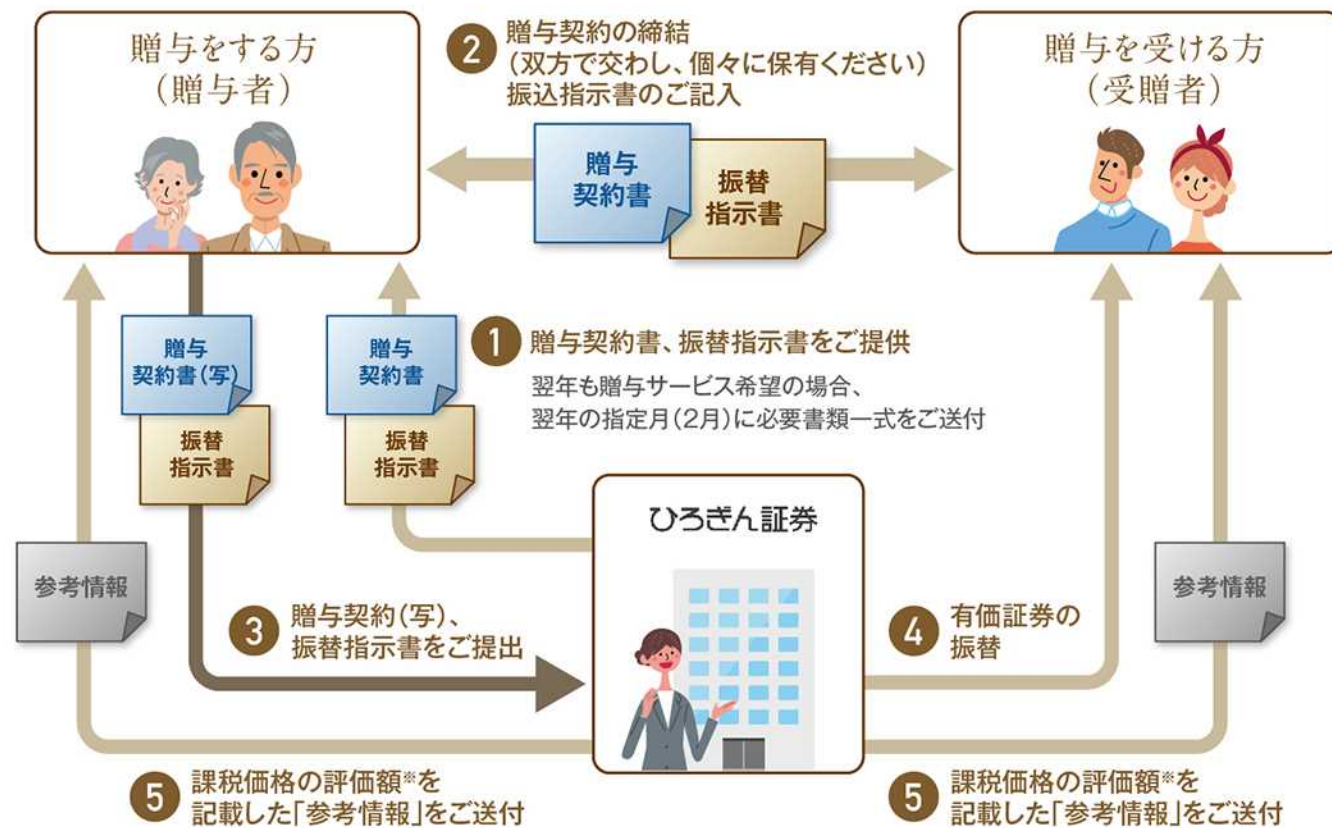
暦年課税制度を利用した、有価証券を贈与する面倒な手続きをサポートします。

- 贈与契約書(雛形)のご提供^{※1}
- 振替指示書に基づく贈与の実行
- 税務申告に便利な、贈与資産の評価額を表示する「参考情報」のご提供^{※2}
- 翌年も贈与を検討されるお客さまに、翌年の指定月【2月】に必要書類一式をご送付

※1 贈与は、贈与をする方、贈与を受ける方、双方の合意があって成立するものです。都度、お互いの意思を確認するための「贈与契約書」を交わし、贈与の記録を残しておくことができます。贈与をする方、贈与を受ける方、それぞれ本人さまが署名・捺印の上、贈与契約書を2通作成して、各自その1通を保有ください。

※2 贈与財産が年間110万円の基礎控除を超える場合には、贈与を受けた方は、贈与税の申告・納税が必要となります。贈与取引の結果を「参考情報」としてご提供しますので、税務申告の準備が簡単にできます。

お手続きの流れ



贈与をする方	当社に証券口座をお持ちの日本国内在住の個人のお客さま
贈与を受ける方	贈与者の3親等以内の親族で、当社に証券口座をお持ちの日本国内在住の個人のお客さま
対象商品	株式・債券・投資信託 [仕組債等、一部商品は対象外]
手数料	無料

※贈与する上場株式の評価額

- ①～④のうち最も低い価格となります。
- ①贈与する日の終値
- ②贈与する日が属する月の毎日の終値の平均値
- ③贈与する日が属する月の前月の毎日の終値の平均値
- ④贈与する日が属する月の前々月の毎日の終値の平均値

・贈与者が特定口座で保有する同一銘柄の株式等の一部の贈与を行う場合に、受贈者が該当贈与により取得した上場株式等を「受贈者の特定口座」へ移管するには、「受贈者の特定口座」において当該贈与により取得した株式等と同一の銘柄の上場株式等を保有していないことが条件とされています。

・NISA預りとして贈与することはできません。

ご留意事項

〈ひろぎん証券〉生前贈与サービスについて

- ・贈与者、受贈者ともに弊社に口座をお持ちで、贈与者の口座で預りしている有価証券を受贈者の口座に移管する贈与であることが条件となります。
- ・受贈者は贈与者の3親等以内の親族を対象とします。
- ・口座状況等により、振替できない場合がございます。
- ・振替の対象商品によっては、一週間程度かかる場合がございます。
- ・贈与により財産を取得した日(贈与日)は、原則有価証券の口座移管が完了した日となります。
- ・本サービスにおける贈与の対象商品の詳細は、お取引店までお問い合わせください。

税務上の注意点について

- ・受贈者は、その年の1月1日から12月31日までの間に贈与を受けた金額の総額が基礎控除額(年間110万円)を超えると、贈与税の申告・納税が必要となります。お一人からの贈与額が年間110万円以内であっても、複数の方からの贈与合計額が年間110万円を超える場合は、贈与税の申告・納税が必要となります。
- ・贈与者からの贈与につき、受贈者が相続時精算課税制度を選択した場合、暦年課税制度の基礎控除(年間110万円)の適用はありません。
- ・毎年一定額の贈与を約束すると、定期贈与とみなされることがあります。例えば、1,000万円を10年間に分けて毎年100万円ずつ贈与することを約束した場合、最初から1,000万円を贈与するつもりだったとみなされ、贈与税がかかることがあります。
- ・贈与者が贈与後3年以内に亡くなり、受贈者が贈与者から相続または遺贈により財産を取得した場合、その贈与財産(贈与時の価格)を相続財産に加算し、相続税を計算します。
- ・贈与者からの贈与につき、受贈者が相続時精算課税制度を選択した場合、贈与者が亡くなった時に、その贈与財産(贈与時の価格)を相続財産に加算し、相続税を計算します。
- ・贈与金額等については、相続人の方の遺留分等を十分に考慮の上、お決めください。
- ・今後の税制改正や、今後確定する法令や通達等により、本サービスにおける税務上の取り扱いの内容が変更となる場合もあります。
- ・本資料の内容は、税理士 石橋三千男・税理士 末本朱美に税務面の監修を受けています。
- ・当社は、本サービスを利用した贈与につき、税務上の取り扱い等について何らの保証をするものではありません。税務上の取り扱い等については、所轄税務署や税理士等の専門家に相談ください。

贈与契約書(雛形)について

- ・〈ひろぎん証券〉生前贈与サービスの贈与契約書の雛形です。必ずしもこの雛形をご利用いただく必要はありません。
- ・ご提供する贈与契約書(雛形)は贈与契約の有効性を保証するものではありません。贈与者または受贈者に意思能力がない場合等、贈与者と受贈者との間での贈与契約の有効性が問題となっても、当社は責任を負いかねますのでご留意ください。

本資料に記載の内容は、2019年7月現在の情報に基づいて作成しております。今後、変更される可能性がありますので、ご留意ください。

特定口座を通じた贈与(同一銘柄)のお取扱い

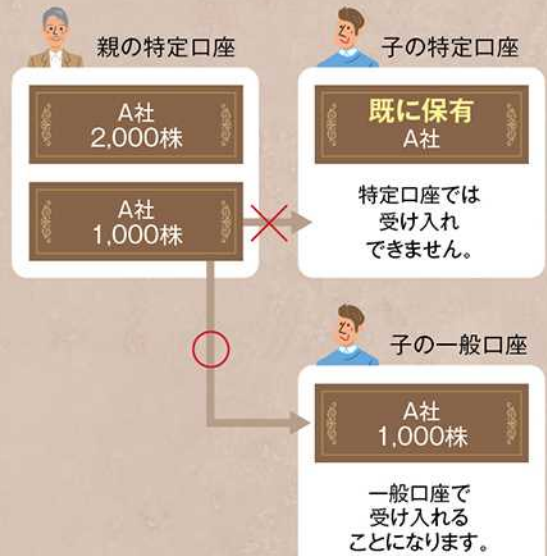
贈与を受ける方が特定口座で受け取れない場合があります。

贈与を受ける方の特定口座に、同一銘柄の有価証券を既に保有する場合、特定口座で受け取ることができず、一般口座で受け入れることになります。(贈与をする方の預かりが無くなる場合は特定口座で受け入れ可能)

※一般口座の預かりは、売却時に確定申告が必要になります。譲渡損でも損益通算のためには確定申告が必要です。売却時に支払調書が提出されます。

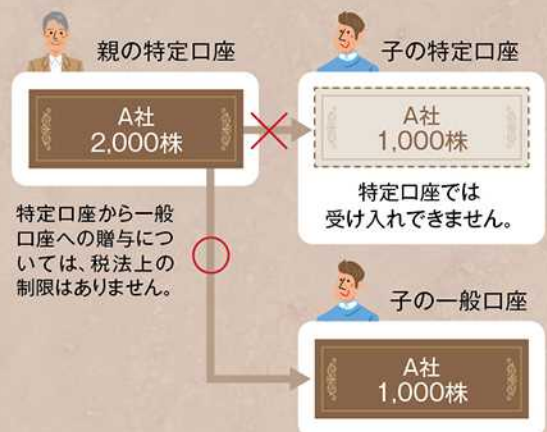
例1

親が特定口座で3,000株保有している「A社」株式のうち、1,000株を子に贈与したいが、子の特定口座に既に「A社」を保有している場合



例3

親が特定口座で2,000株保有している「A社」株式を、子にすべて贈与し、子の特定口座と一般口座に分けて保有することはできません。



例2

親が特定口座で3,000株保有している「A社」株式を何回かに分け、「A社」株式を保有していない子に贈与したい場合



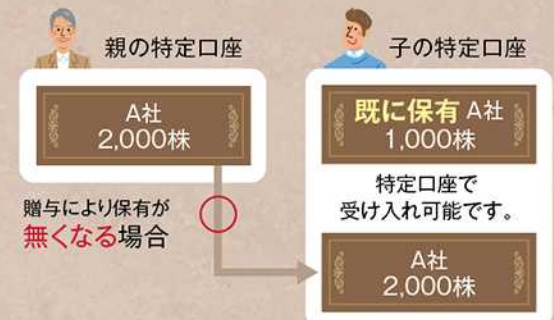
2回目:Aパターン

前回贈与分を売却等し、保有がない場合を除き一般口座で受け入れることになります。



2回目:Bパターン

贈与により、親の預かりが無くなる場合、子の特定口座に既に預かりがあっても特定口座の受け入れは可能です。



相続税・贈与税早見表

相続税

単位:万円

遺産総額 (課税価格の合計)	一次相続 配偶者有の場合							
	子供1人		子供2人		子供3人		子供4人	
	相続税額	税負担率	相続税額	税負担率	相続税額	税負担率	相続税額	税負担率
3,000	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
4,000	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
5,000	40	0.8%	10	0.2%	0	0%	0	0%
6,000	90	1.5%	60	1.0%	30	0.5%	0	0%
7,000	160	2.3%	113	1.7%	80	1.2%	50	0.8%
8,000	235	3.0%	175	2.2%	138	1.8%	100	1.3%
9,000	310	3.5%	240	2.7%	200	2.3%	163	1.9%
10,000	385	3.9%	315	3.2%	263	2.7%	225	2.3%
15,000	920	6.2%	748	5.0%	665	4.5%	588	4.0%
20,000	1,670	8.4%	1,350	6.8%	1,218	6.1%	1,125	5.7%
25,000	2,460	9.9%	1,985	8.0%	1,800	7.2%	1,688	6.8%
30,000	3,460	11.6%	2,860	9.6%	2,540	8.5%	2,350	7.9%
35,000	4,460	12.8%	3,735	10.7%	3,290	9.4%	3,100	8.9%
40,000	5,460	13.7%	4,610	11.6%	4,155	10.4%	3,850	9.7%
45,000	6,480	14.4%	5,493	12.3%	5,030	11.2%	4,600	10.3%
50,000	7,605	15.3%	6,555	13.2%	5,963	12.0%	5,500	11.0%

単位:万円

遺産総額 (課税価格の合計)	二次相続 子供のみ							
	子供1人		子供2人		子供3人		子供4人	
	相続税額	税負担率	相続税額	税負担率	相続税額	税負担率	相続税額	税負担率
3,000	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
4,000	40	1.0%	0	0%	0	0%	0	0%
5,000	160	3.2%	80	1.6%	20	0.4%	0	0%
6,000	310	5.2%	180	3.0%	120	2.0%	60	1.0%
7,000	480	6.9%	320	4.6%	220	3.2%	160	2.3%
8,000	680	8.5%	470	5.9%	330	4.2%	260	3.3%
9,000	920	10.3%	620	6.9%	480	5.4%	360	4.0%
10,000	1,220	12.2%	770	7.7%	630	6.3%	490	4.9%
15,000	2,860	19.1%	1,840	12.3%	1,440	9.6%	1,240	8.3%
20,000	4,860	24.3%	3,340	16.7%	2,460	12.3%	2,120	10.6%
25,000	6,930	27.8%	4,920	19.7%	3,960	15.9%	3,120	12.5%
30,000	9,180	30.6%	6,920	23.1%	5,460	18.2%	4,580	15.3%
35,000	11,500	32.9%	8,920	25.5%	6,980	20.0%	6,080	17.4%
40,000	14,000	35.0%	10,920	27.3%	8,980	22.5%	7,580	19.0%
45,000	16,500	36.7%	12,960	28.8%	10,980	24.4%	9,080	20.2%
50,000	19,000	38.0%	15,210	30.5%	12,980	26.0%	11,040	22.1%

※法定相続分通りに遺産を取得した場合の相続税総額となります。各相続人は遺産取得割合に応じてこの金額を按分して納税します。
 ※配偶者の税額軽減を法定相続分まで活用し、他の税額控除は考慮していません。
 ※2019年7月1日現在の相続もしくは贈与に適用される税率に基づき計算しています。なお、贈与税の計算については直系尊属から20歳以上の人が贈与を受けたと仮定した場合の税率に基づき試算しています。

贈与税

単位:万円

贈与額	贈与税額	税負担率
110	0	0%
120	1	0.9%
130	2	1.6%
140	3	2.2%
150	4	2.7%
160	5	3.2%
170	6	3.6%
180	7	3.9%
190	8	4.3%
200	9	4.5%
210	10	4.8%
220	11	5.0%
230	12	5.3%
240	13	5.5%
250	14	5.6%
300	19	6.4%
400	34	8.4%
500	49	9.7%
520	52	10.0%
600	68	11.4%
700	88	12.6%
800	117	14.7%
900	147	16.4%
1,000	177	17.7%
1,110	210	19.0%
2,100	631	30.0%